

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	上下水道局 お客さまセンター 給水装置係	
不利益処分名	指定給水装置工事事業者の指定の停止	
根 拠 法 令	徳島市上下水道局指定給水装置工事事業者規程	
根 拠 条 項	第9条	
連 絡 先	(電話 623-3991)	
処 分 基 準	基 準	(指定の停止) 第9条 管理者は、指定工事業者が前条各号のいずれかに該当する場合において、当該指定工事業者をやむを得ないと認める事情があるときは、指定の取消しに替えて、別に定めるところにより指定の効力を停止することができる。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成2年12月1日設定 (令和 年 月 日最終変更)